

鹿屋市高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）実施要綱（平成28年鹿屋市告示第251号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年厚生労働省告示第196号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に改める。

第3条ただし書中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第5条第1項中「同じ。）」の次に「又は介護予防支援（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）」を加える。

第6条第1項中「介護支援専門員、保健師、社会福祉士」を「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員」に、「ケアプラン」を「介護予防ケアマネジメント計画又は介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアマネジメント計画等」という。）」に、「介護予防ケアマネジメント（実施要綱第4条第1号エ（イ）に規定するケアマネジメントBをいう。）」を「介護予防ケアマネジメント等」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「ケアプラン」を「介護予防ケアマネジメント計画等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する介護予防ケアマネジメント等は、実施要綱第6条の2に規定するとおりとする。

第7条第2項第1号中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項第2号中「ケアプラン変更」を「介護予防ケアマネジメント計画等の変更」に、「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第13条第2項第3号中「地域包括支援センター」を「地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメント等を行う事業者」に改める。

第16条第1項中「に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター」を「の介護予防ケアマネジメント等を行う事業者」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。